

令和6年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について

報告内容

令和6年8月20日（火）から令和6年9月20日（金）まで募集した、令和6年度採用港区給付奨学生及び港区貸付奨学生の選考結果を報告します。

1 募集期間

令和6年8月20日（火）から令和6年9月20日（金）まで

2 周知方法

- (1) 広報みなと9月1日号、港区ホームページへの掲載
- (2) 教育委員会事務局教育長室、各地区総合支所及び区立図書館で募集案内を配布
- (3) 区施設及び区設掲示板へのポスターの掲示（給付のみ）
- (4) X（アカウント：港区教育委員会事務局教育推進部）への投稿
- (5) 港区役所 LINE アカウントでの配信

3 応募状況

- (1) 給付奨学生19名
- (2) 貸付奨学生0名

4 奨学生の決定

令和6年10月17日（木）開催の港区奨学資金選考等委員会において、審議の結果、令和6年度採用港区奨学生として次のとおり決定することを決定しました。

- (1) 給付奨学生19名
- (2) 貸付奨学生0名

5 令和6年度募集スケジュール

- (1) 一次募集：令和6年5月20日（月）から令和6年6月20日（木）まで
- (2) 二次募集：令和6年8月20日（火）から令和6年9月20日（金）まで
- (3) 予約募集：令和6年12月中旬から令和7年1月下旬までを予定

6 給付及び貸付金額

(1) 給付金額

下表に示す世帯の所得割課税額に基づいて支援区分を定め、学校の設置者（国立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる給付額（上限額）を決定します。

支給区分	収入基準
A区分	非課税世帯～区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円未満の世帯
B区分	区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円以上 154,500 円未満の世帯
C区分	区市町村民税のうち所得割課税額が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯
対象外	区市町村民税のうち所得割課税額が 199,600 円以上の世帯

(※) ここで指す「所得割課税額」とは、**課税標準額×6%－(調整控除額+調整額)**で計算したものを指します。(100 円未満切り捨て)

【給付金額（一部抜粋）】

区 分		給付額（月額）			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 0 円以上 87,800 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円以上 154,500 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯	
大 学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立（自宅通学）	73,900 円	49,200 円	24,600 円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400 円	74,200 円	37,100 円
		私立（自宅通学）	96,700 円	64,400 円	32,200 円
		私立（自宅通学以外）	134,200 円	89,400 円	44,700 円

【入学資金（一部抜粋）※令和6年4月入学者のみ】

区 分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 0 円以上 87,800 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 87,800 円以上 154,500 円未満の世帯	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が 154,500 円以上 199,600 円未満の世帯	
大 学	学部（夜間学部を除く。）	国立及び公立	282,000 円	188,000 円	94,000 円
		私立	260,000 円	173,300 円	86,600 円
	夜間学部	国立及び公立	141,000 円	94,000 円	47,000 円
		私立	140,000 円	93,300 円	46,600 円

(2) 貸付金額

	自宅通学（月額）	自宅外通学（月額）	入学資金
国立及び公立	45,000円以内	51,000円以内	300,000円以内
私立	54,000円以内	64,000円以内	

7 実績表

(1) 給付奨学生採用者数

(単位：人)

		A区分	B区分	C区分	合計
令和6年度予約募集		17	0	0	17
令和6年度一次募集		7	0	0	7
令和6年度二次募集（※1）	前期分（※2）	13	5	1	19
	後期分（※2）	14	5	0	

※1 令和6年港区議会第2回定例会で「港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、令和6年度二次募集から改正後の制度での募集を行いました。また、例年二次募集では、10月～翌年3月分の給付を決定する募集としていますが、今回の二次募集では、より多くの学生を改正後の制度で支援することを目的とし、4月～翌年3月分の給付を決定する募集としました。

※2 前期分：令和6年4月～9月の給付

後期分：令和6年10月～令和7年3月の給付

(2) 貸付奨学生

(単位：人)

	応募者数	不採用者数	辞退者数	貸付者数
令和6年度予約募集	10	0	5	5
令和6年度一次募集	0	0	0	0
令和6年度二次募集	0	0	0	0
合計	10	0	5	5

赤枠で囲まれている方は制度見直しにおける所得基準拡大等によって新たに対象となった方。

番号	進学予定区分	通学形態	生計維持者	学業成績 ※1	資産	理工農系学部 ※2	審査結果				
							前期		後期		
							収入基準	結果	収入基準	結果	
1	国立大学	自宅外	2人	4.39 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	65,400円 (A区分)	○
2	私立大学	自宅	1人	4.38 (1年次3.5以上)	○	○	○	52,600円 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
3	私立大学	自宅	1人	4.9 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
4	私立大学	自宅	1人	3.50 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
5	私立大学	自宅	1人	国の決定通知により確認 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
6	私立大学	自宅	1人	国の決定通知により確認 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
7	私立専修大学	自宅	2人	4.70 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
8	私立大学	自宅	2人	国の決定通知により確認 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
10	私立大学	自宅	1人	4.77 (2年次以上2.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
11	私立大学	自宅	1人	国の決定通知により確認 (2年次以上2.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
12	私立大学	自宅	1人	国の決定通知により確認 (1年次3.5以上)	○	○	—	非課税 (A区分)	○	非課税 (A区分)	○
13	国立大学	自宅	2人	4.90 (1年次3.5以上)	○	○	—	99,120円 (B区分)	○	110,040円 (B区分)	○
14	私立大学	自宅	1人	レポート提出 (1年次3.5以上)	○	○	—	110,700円 (B区分)	○	60,360円 (A区分)	○
15	国立大学	自宅	1人	レポート提出 (1年次3.5以上)	○	○	—	104,200円 (B区分)	○	103,860円 (B区分)	○
16	私立大学	自宅	2人	4.39 (1年次3.5以上)	○	○	—	185,700円 (C区分)	○	148,620円 (B区分)	○
17	私立大学	自宅	2人	レポート提出 (1年次3.5以上)	○	○	○	134,340円 (B区分)	○	100,920円 (B区分)	○
18	私立大学	自宅	2人	2.81 (2年次以上2.5以上)	○	○	○	99,120円 (B区分)	○	110,040円 (B区分)	○
9	私立大学	自宅	1人	レポート提出 (1年次3.5以上)	○	○	○	51,600円 (A区分)	○	37,440円 (A区分)	○
19	私立大学	自宅	2人	2.81 (2年次以上2.5以上)	○	○	—	8,600円 (A区分)	○	4,350円 (A区分)	○

No15・17の方については第一次募集にてご応募があったものの旧制度収入基準で不採用になったため再度応募があった方になります。
No11の方は条件付き採用とさせていただきますが、書類（推薦調書）の提出の確認ができたため正式採用とさせていただきます。

※学業成績、収入及び資産について審査し、基準を満たしている場合は「○」とします。すべての基準を満たした場合、審査結果を「採用」としています。
 ※1「国の決定通知により確認」となっている人は、すでに国の給付型奨学金の決定を受けているため、学業成績の基準を満たしている人です。（国からの決定通知の写しを提出した方）
 また、レポート提出となっている人は、学業成績による基準を満たしていないため、レポートによる申請があった人です。（別紙1～3参照）
 ※2文部科学省が定める「理工農系学部学科の対象期間リスト」に掲載のある学部・学科に在籍の場合は、全給付対象の奨学生に給付額を上乗せします。